

原議保存期間	30年(平成30年3月31日まで)
有効期間	一種(平成30年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
殿

警察庁丁運発第160号
平成28年10月12日
警察庁交通局運転免許課長

準中型自動車免許等の教習生に対する原付教習について(通達)

指定自動車教習所における原付教習の方法等については、「普通自動車教習生に対する原付教習について」(平成24年1月20日付け警察庁丁運発第17号)により運用しているところであるが、準中型自動車免許の新設に伴い、所要の改正を行い、別添「準中型自動車免許等の教習生に対する原付教習実施要領」を定め、平成29年3月12日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、同日をもって廃止する。

別添

準中型自動車免許等の教習生に対する原付教習実施要領

1 教習の対象

準中型自動車免許又は普通自動車免許（以下「準中型免許等」という。）の教習を受けている者のうち、原付教習の受講を希望するもの

2 教習要領

(1) 教習時間

おおむね2時限（1時限につき50分とする。）

(2) 教習内容

別表「原付教習課程表」のとおり

(3) 指導員の要件

指導員の要件は、次のとおりとする。

ア 教習指導員資格者証（大自二）又は教習指導員資格者証（普自二）を受けている教習指導員

イ アに該当する者による教習が困難な場合にあつては、他の免許に係る教習指導員その他の職員であり、次の要件に該当するもの

(ア) 21歳以上の者であること。

(イ) 原動機付自転車（以下「原付車」という。）を運転することができる免許を現に受けている者で、当該免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して3年以上のものであること。

(ウ) 原付車の安全運転に関する技能及び知識を有し、運転指導の実務経験が豊富な者であること。

(エ) 過去2年以内に免許の取消し又は停止の処分を受けたことがない者であること。

(オ) 原付教習の指導について不正な行為をし、又は原付教習指導員として適当でないと認められる行為をしたことにより、その職を解任された日から起算して2年以上経過している者であること。

(カ) 刑罰法令に違反し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して2年以上経過している者、又は現に起訴されていない者であること。

(キ) その他人格、識見ともに優れ、原付教習指導員としてふさわしい者であること。

(4) 教習の場所

教習所内に所要のコースを設置して行うこと。

なお、原付教習課程中、第1時限の総合運転及び第2時限の教習は、他車と混

合で行うことができるものとする。

(5) 教習の時期

修了検定合格後

(6) 教習生数

1人の教習指導員が教習を行う教習生の人数は、停止状態にあつては6人以下、走行状態にあつては、次の表に定める人数以下により行わせること。

指導員数 \ 区分	二輪車専用 教習所	二輪コース 併設教習所	総合教習所
1人	3人	3人	2人
2人	7人	6人	4人
3人	12人	9人	6人
4人	16人	12人	8人
5人	23人	15人	10人

(7) コース面積

教習に使用する原付車1台当たりのコース面積は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第33条第5項第1号ラを基準とする。

(8) 教本

教習の効果を高めるため、教習内容にふさわしい教本を使用することができる。

3 教習実施上の配意事項

- (1) 本教習は、教習の必要性、重要性、事故実態等を指導し、効果的に実施するものとするが、あくまで任意教習として推進するものであるため、強制にわたることがないように留意すること。
- (2) 本教習に当たっては、原付車の安全な乗り方を習得させるとともに、現実の交通の場における原付車と四輪車等の他車との関わりについても習得させるよう配意すること。
- (3) 本教習は、任意教習であることから府令第33条第5項第1号ヨの1日当たりの教習時限の制限外とする。ただし、同一日に準中型免許等に係る技能教習と本教習を4時限以上行う場合又は連続して3時限行う場合にあつては、準中型免許等に係る技能教習後に本教習を実施するなど、準中型免許等の教習効果を維持するよう配意すること。
- (4) 混合教習を行う場合は、あらかじめ必要な教習効果の確認を行い、事故防止に配意すること。
- (5) 聴覚障害者及び聴力に不安があるため、教習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する者を含めて集団教習（走行状態）を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、教習生の安全を

確保すること。

(6) 不慮の事故に備えて、保険の加入について配慮すること。

別表

原付教習課程表

第1時限

教 習 項 目	教 習 細 目
1 事前の点検	(1) 心の準備 (2) 服装点検 (3) 車両点検
2 基本操作	(1) 装置の名称及び取扱要領 (2) 車両の取扱い (3) 運転姿勢 (4) バランスのとり方
3 基本走行	(1) 発進及び停止 (2) ブレーキ操作 (その1) (3) 発進・加速・周回 (4) 変速操作 (5) カーブ走行
4 総合運転	第1時限の総合運転

第2時限

教 習 項 目	教 習 細 目
1 応用走行	(1) 合図と安全確認 (2) ブレーキ操作 (その2) (3) 交差点の通行 (4) 一時停止と安全確認 (5) 混合交通
2 総合運転	第2時限の総合運転